

警察署長による駐車許可

道路交通法施行細則(北海道公安委員会規則)の一部改正により、平成19年9月14日から警察署長による駐車許可制度が改正されます。

警察署長による駐車許可の基準

1. 道路交通法(以下「法」という。)第45条第1項の規定による警察署長の駐車許可は、次のいずれにも該当する場合に許可するものとなりました。

- (1) 申請に係る駐車する日時が、次のいずれにも該当するものでなければなりません。
 - 駐車により交通に危険を生じ又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。
 - 用務の目的を達成するため必要な時間を超えて駐車するものでないこと。
- (2) 申請に係る駐車場所が、次のいずれにも該当するものでなければなりません。
 - 駐車禁止の規制のみが実施されている場所であること。
 - 交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。
- (3) 申請に係る駐車用の用務が、次のいずれにも該当するものでなければなりません。
 - 公共機関等の当該車両以外の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
 - 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能な用務であること。
 - 道路使用を伴う用務でないこと。
- (4) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められる場合に許可することとなります。
 - 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両は、当該用務先の直近
 - その他の車両にあつては、当該用務地からおおむね100メートル以内

2. 法第49条の2第5項の規定による警察署長の駐車許可は、次のいずれにも該当する場合に許可するものとなりました。

- (1) 申請に係る駐車する日時が、用務の目的を達成するため必要な時間を超えて駐車するものでなければなりません。
- (2) 申請に係る駐車場所及び方法が、次のいずれにも該当するものでなければなりません。
 - 時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。
 - 方法について、当該方法で駐車することにより、交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。
- (3) 申請に係る駐車用の用務が、次のいずれにも該当するものでなければなりません。
 - 公共機関等の当該車両以外の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
 - 時間制限駐車区間において道路標識等により表示された時間以内の駐車その他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。
 - 道路使用を伴う用務でないこと。
- (4) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められる場合に許可することとなります。
 - 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両は、当該用務先の直近
 - その他の車両にあつては、当該用務地からおおむね100メートル以内